

宮崎県宮崎海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	大寿水産 有限会社	延岡市北浦町古江字 瀬平地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第1号から 34度59分 229メートルの点 イ 基点第1号から 91度48分1,117メートルの点 ウ 基点第1号から139度 2分 963メートルの点 エ 基点第1号から 56度10分 158メートルの点 基点第1号の位置は次のとおり 基点第1号 延岡市北浦町古江字瀬平芋の子 礁に設置した標鋸	ア 北緯32度44分 2.370秒、東経131度52分41.421秒の点 イ 北緯32度43分54.873秒、東経131度53分19.186秒の点 ウ 北緯32度43分32.540秒、東経131度53分 0.334秒の点 エ 北緯32度43分59.135秒、東経131度52分41.388秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9 月1日か ら令和10 年8月31 日まで	個別	—	—
定第2号	株式会社 古谷水産	延岡市島浦町鼻熊地 先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第3号 イ 基点第3号から 35度 320メートルの点 ウ 基点第3号から100度1,000メートルの点 エ 基点第3号から160度1,000メートルの点 オ 基点第3号から170度 630メートルの点 基点第3号の位置は次のとおり 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した 標柱	ア 北緯32度39分39.355秒、東経131度49分47.860秒の点 イ 北緯32度39分47.818秒、東経131度49分54.982秒の点 ウ 北緯32度39分33.467秒、東経131度50分25.600秒の点 エ 北緯32度39分 8.764秒、東経131度50分 0.702秒の点 オ 北緯32度39分19.187秒、東経131度49分51.872秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9 月1日か ら令和10 年8月31 日まで	個別	—	—
定第3号	株式会社 古谷水産	延岡市島浦町観音崎 地先	次の点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第4号 イ 基点第4号から180度700メートルの点 ウ 基点第4号から230度700メートルの点 基点第4号の位置は次のとおり 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標 柱	ア 北緯32度39分27.723秒、東経131度48分52.521秒の点 イ 北緯32度39分 5.000秒、東経131度48分52.315秒の点 ウ 北緯32度39分13.250秒、東経131度48分31.812秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9 月1日か ら令和10 年8月31 日まで	個別	—	—
定第5号	延岡水産 開発株式 会社	延岡市安井町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第6号 イ 基点第6号から315度 300メートルの点 ウ 基点第6号から 18度30分671メートルの点 エ 基点第6号から105度の見通し線と、島毛と 一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 オ 基点第6号から140度の見通し線と、島毛と 一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 基点第6号の位置は次のとおり 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鋸	ア 北緯32度37分 6.430秒、東経131度46分24.827秒の点 イ 北緯32度37分13.367秒、東経131度46分16.749秒の点 ウ 北緯32度37分27.037秒、東経131度46分33.172秒の点 エ 北緯32度36分50.281秒、東経131度47分33.996秒の点 オ 北緯32度36分21.824秒、東経131度47分 8.396秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9 月1日か ら令和10 年8月31 日まで	個別	—	—
定第6号	宮崎県漁 業販売株 式会社	延岡市赤水町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第7号 イ 基点第7号から317度300メートルの点 ウ 基点第7号から 20度800メートルの点 エ 基点第7号から 70度800メートルの点 基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端	ア 北緯32度30分 0.945秒、東経131度43分30.959秒の点 イ 北緯32度30分 8.113秒、東経131度43分23.179秒の点 ウ 北緯32度30分25.289秒、東経131度43分41.638秒の点 エ 北緯32度30分 9.661秒、東経131度43分59.830秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9 月1日か ら令和10 年8月31 日まで	個別	—	—
定第7号	有限会社 神代丸水 産	日向市大字細島飛島 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第8号から330度 50メートルの点 イ 基点第8号から 10度600メートルの点 ウ 基点第8号から 60度600メートルの点 エ 基点第8号から 75度150メートルの点 基点第8号の位置は次のとおり 基点第8号 日向市大字細島ナガ礁ウノハエ	ア 北緯32度25分32.637秒、東経131度41分23.389秒の点 イ 北緯32度25分50.387秒、東経131度41分28.470秒の点 ウ 北緯32度25分40.856秒、東経131度41分44.299秒の点 エ 北緯32度25分32.456秒、東経131度41分29.891秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9 月1日か ら令和10 年8月31 日まで	個別	—	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第8号	矢部 廣一	宮崎市大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 旧基点第8号から 70度 490メートルの点 イ 旧基点第8号から 84度 1,665メートルの点 ウ 旧基点第8号から 112度 1,795メートルの点 エ 旧基点第8号から 104度 475メートルの点 旧基点第8号の位置は、次のとおり 旧基点第8号 宮崎市大字内海 674番地防波堤南第2昇降口に設置した標鈑	ア 北緯31度45分58.954秒、東経131度28分56.819秒の点 イ 北緯31度45分58.989秒、東経131度29分42.252秒の点 ウ 北緯31度45分31.505秒、東経131度29分42.425秒の点 エ 北緯31度45分49.782秒、東経131度28分56.788秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第9号	有限会社新堀水産	日南市南郷町大字中村乙字大島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第9号 イ 基点第9号から 11度 150メートルの点 ウ 点イから 60度 650メートルの点 エ 点オから 120度 650メートルの点 オ 基点第9号から 170度 150メートルの点 基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁	ア 北緯31度31分45.960秒、東経131度25分 1.043秒の点 イ 北緯31度31分50.738秒、東経131度25分 2.149秒の点 ウ 北緯31度32分 1.221秒、東経131度25分23.536秒の点 エ 北緯31度31分30.538秒、東経131度25分23.300秒の点 オ 北緯31度31分41.161秒、東経131度25分 2.009秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第10号	有限会社東水産	串間市大字市木築島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第10号から 0度 30メートルの点 イ 基点第10号から 60度 800メートルの点 ウ 基点第10号から 130度 800メートルの点 エ 基点第10号から 180度 30メートルの点 基点第10号の位置は次のとおり 基点第10号 串間市大字市木築島オリ口の沖の瀬(通称ジュウシン)	ア 北緯31度28分38.609秒、東経131度23分31.236秒の点 イ 北緯31度28分50.542秒、東経131度23分57.537秒の点 ウ 北緯31度28分20.865秒、東経131度23分54.380秒の点 エ 北緯31度28分36.660秒、東経131度23分31.228秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—
定第11号	宮之浦大敷合同会社	串間市大字大納野々杵地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第11号 イ 基点第11号から 30度 200メートルの点 ウ 点イから 40度 1,000メートルの点 エ 基点第11号から 90度 1,000メートルの点 基点第11号の位置は次のとおり 基点第11号 串間市大字大納字野々杵八幡ブリ岩	ア 北緯31度22分35.695秒、東経131度20分40.625秒の点 イ 北緯31度22分41.309秒、東経131度20分44.430秒の点 ウ 北緯31度23分 6.117秒、東経131度21分 8.851秒の点 エ 北緯31度22分35.592秒、東経131度21分18.472秒の点	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	—